

全国老施協版 介護 ICT 導入モデル事業における実証施設の公募について

令和3年9月7日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

全国老人福祉施設協議会では、令和3年度から4年にかけて「全国老施協版介護 ICT 実証モデル事業」を実施いたします。

本事業は、全国8カ所の実証モデル施設(特別養護老人ホーム)に実際にICT機器の導入を行っていただき、導入前後の介護業務のタイムスタディを通じた効果測定によって、介護現場にどのような形でICT機器の導入をすれば効率化・効果的であるかを明らかにして「全国老施協版の介護 ICT 導入モデル」の構築をすることを目的とするものです。最終的には、これを各介護施設に普及させて、介護現場でのICT機器の導入による生産性向上の取り組みを広げていくことを目指すものです。

実証モデル施設は、ICT機器の導入やタイムスタディにおいて専門のコンサルティング会社の支援が行われるとともに、全国老施協からも最大700万円の補助金を受けることができます(自治体によってはさらに自治体の補助金を受けられる場合もあります。)

このたび、この実証モデル施設としてこの事業に御協力をいただける熱意のある施設を募集します。

1. 事業の概要

- ◆ 別添1を参照

2. 応募資格

- ◆ 別添2を参照

3. 事業の実施スケジュール

- ◆ 別添3を参照

4. 応募方法

- ◆ 上記2の応募資格を満たすことを説明する応募書類(所定応募様式/それを補足するための任意様式の参考資料を添付することは可能)を本会事務局あて送付する

5. 応募期間

- ◆ 令和3年10月1日(金)必着

6. その他

- ◆ 選考結果は追って連絡いたします。

(連絡先)公益社団法人全国老人福祉施設協議会

事務局(ロボット・ICT推進委員会担当)中垣、鈴木
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

TEL:03-5211-7700 fax:03-5211-7705

MAIL:js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp

全国老施協版 介護 ICT 導入モデル事業の概要

1. 事業の目的

- 介護現場に対する ICT 機器の導入はこれまでも数多く行われてきたが、現在のところ、介護業界全体でみると経費に対応した成果が得られないなど生産性向上の面で課題があることから、取り組みが広がらない状況がみられる。
- また、介護現場に対する ICT 機器の導入による生産性向上の成果は、単に機器を導入するだけで実現するものではなく、介護現場の業務改善の取り組みの一環として行ってはじめて実現できるものではないかとの指摘もなされている。
- このようなことから、全国老施協としては、令和3年度より「全国老施協版介護 ICT 実証モデル事業」を実施し、専門的知見を有するコンサルタントの支援と全国老施協の補助を受けながら介護現場の業務改善と ICT 機器の導入の効果検証を行うモデル的な介護施設を会員施設の中から選定して、その成果を分析整理することにより、「全国老施協版の介護 ICT 導入モデル」の構築を目指すこととする。
- 本事業は、どのような条件のもとでどのような ICT 機器を導入して業務改善をすると生産性向上の効果があがるかに関する知見を、モデル施設における ICT 機器の導入前後の業務分析を通じて明らかにし、その知見を参考にして ICT 機器の導入による生産性向上に取り組む施設が広がっていくことを目的とするものであって、特定の介護施設の ICT 機器の導入を経済的に支援することを目的とするものではない点に留意する。

2. 事業の性格

- 本事業において追究する「生産性向上」とは、職員の省力化を意味するものではなく、介護現場における間接業務や夜勤業務を最大限減らし、それによって生じた時間を職員の対利用者サービスの充実にあてることを意味し、そのことによって、介護現場における職員の働きがいを引き出し、魅力ある職場づくりをして、人材確保につなげるという意味での介護職場改善運動を展開することを目的とする。
- また本事業の最終成果物である「全国老施協版の介護 ICT 導入モデル」は、先進的な既存の介護 ICT 導入モデルを参考としつつも、それを普及拡大したり、単一の ICT 機器を選定して各施設に推奨するものではなく、個々の介護施設が、比較的安価な経費でそれぞれの現場の実情に即して生産性向上が実感できるようにするための取り組みを行う際のガイドラインを提供することを目指すこととする。

3. 実証モデル施設の選定と補助金の支給

(1) 実証モデル施設の選定

- 全国老施協は、実証モデル施設となることを希望する施設を公募し、その中から実証モデル施設としてブロックごとに1つ(計8つ)の施設を選定する。

(2) 全国老施協の補助金

- 全国老施協は、実証モデル施設に対して、次の交付要件による補助金を支給する。交付

手続きの詳細は別途定めるものとする。

- ① 補助金交付額は、各施設において本事業によって導入した介護ICT機器の導入経費実費額の2/3(ただし上限額 700 万円)とする。
- ② 補助対象となる介護ICT機器の導入経費は、ICT機器のハードウェア(職員用端末を含む)、ソフトウェア及びICT機器の通信に用いる Wi-Fi 環境の整備に要する経費とする。なお、ICT機器の運用に要する、保守管理費、消耗品費、電気・通信料等を含まない。機器入れ替えの場合、旧機器撤去費用は導入経費に含めて差し支えない。
- ③ 補助金は、実証モデル施設が、ICT機器の導入経費の支払額が確定した段階で全国老施協に対して交付申請を行い、全国老施協はそれに基づいて交付決定を行う。
- ④ 交付決定額は、交付決定後速やかにその一部(上限 500 万円)を交付するとともに、実証モデル施設において、介護 ICT 機器の導入後、上記 4(1)③の資料提出およびヒアリングを行った後にその残余について精算交付する。

(3)自治体の補助金の申請・支給

- 自治体からは本事業における介護ICT機器の導入経費に対して「地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICT の導入支援」等による補助金を受けられる場合があるが、支給要件や申請手続きは各自治体で異なることから、各施設で自治体に確認をして申請を行う必要がある。
- なお全国老施協の補助金と自治体の補助金の額は、原則として、先に交付決定した補助金の額を実費から控除した額が、後から交付決定する補助金の補助対象額となる。

応募資格

(1)実証モデル施設は次の要件を満たす施設とする。

- ① 全国老協会員施設のうち特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)であること
- ② 本事業の趣旨を十分理解し、事業に対する取り組みに熱意があること
- ③ 本事業実施スケジュール(別紙3)内での事業実施が可能であること
- ④ 次のいずれかに該当すること
 - a)これまで介護 ICT 機器を導入したことがなく新規導入をしようと考えている
 - b)既存の介護 ICT 機器の入れ替え(旧機器を撤去せずに新機器を導入する場合を含む)をしようとしている
 - c)同一機器の台数を追加しようと考えている(なおこの場合、実証モデル施設の選定において、ICT 機器の導入の前後の業務の状況が十分に改善することが見込まれるかどうかを十分確認することとする)
- ⑤ 少なくとも、下記(2)の介護機器を新規導入、入れ替え又は追加をしようとする施設であること
- ⑥ 介護 ICT 機器の導入前の段階において、専門コンサルタントの相談・助言により、介護 ICT 機器の導入を通じた業務改善の方向性について助言を受けること
- ⑦ 専門コンサルタントの助言を受けて導入すべき介護 ICT 機器を決定しそれを導入すること(専門コンサルタントは導入機器の推奨等は行うがそれを導入することは義務ではなく、介護 ICT 機器の導入契約は実証モデル施設が当該機器の販売業者との間で行う。)
- ⑧ 介護 ICT 機器の導入前および導入後(3 か月後)において、専門コンサルタントが提供又は指定(現物は施設側で確保)する簡易な操作で業務に要する時間を計測・記録できる測定・記録機器を活用して介護業務に要する時間を計測・記録する(前後それぞれ1~2 か月間程度)。計測・記録は介護職員(看護職員を含む)の始業から終業までの全勤務時間(夜勤時間を含む)を対象とし、その計測・記録を行う職員の数はいずれも各施設でのシフト運用・配置人数により必要数を設定する(目安は1施設あたり10名前後とし、実証モデル施設側の計測・記録の負担を必要最低限に留める)。
- ⑨ ⑧で測定・記録された計測データを専門コンサルタントに提供するとともに、介護 ICT 機器の導入による業務改善・生産性向上の効果と課題等に関して専門コンサルタントに情報提供を行い、専門コンサルタントの行う事業成果全体のとりまとめと取組モデルの構築において、データ提出等の協力を行うこと
なお専門コンサルタントからは、各実証モデル施設ごとの業務改善・生産性向上の効果と課題等の分析のレポートのフィードバックとしてフィードバックを受けることができ、それに基づいて一層の業務改善・生産性向上を進めることができる
- ⑩ 本事業を通じて得られた、介護施設におけるICT機器導入の課題や効果及び「全国老協協

版の介護 ICT 導入モデル」などについて、広く普及・周知することに協力すること

- a) 介護 ICT 機器の導入前後の状況について、成果の大小にかかわらず、原則としてブロック大会又は都道府県等老施協研修会等の場で発表するほか、会員からの見学や照会に対して可能な限り応じること
- b) 事業報告書とパンフレットの普及への協力、事業成果に関するシンポジウム・説明会・研修会の開催への参画を行うこと

⑪ 本事業実施にあたり、個人情報保護法等の関連法令を遵守すること

(2) 実証モデル施設において新規導入・入れ替え・追加する介護 ICT 機器

実証モデル施設において新規導入、入れ替え又は追加することを必須とする介護 ICT 機器の種類及びその機器に備えるべき要件は以下の通りとする。なお、これらの介護 ICT 機器の導入と同時に、インカムなどその他の介護 ICT 機器・ロボットの新規導入、入れ替え又は追加することは差し支えない。

① 介護記録ソフト

- ・LIFE への入力に対応した CSV データの出力機能を持つものであること
- ・操作端末(携帯端末、タブレット端末等)によるデータ閲覧・入力の機能を持つものであること

② 見守りセンサー

- ・施設全体又は本事業における実証の効果を見極めることが可能なフロアやユニットなどの特定の区域内の全床に導入するものであること
- ・心拍・呼吸等の生体モニタリングの機能を持つものであること
- ・離床感知の機能を持つものであること
- ・操作端末(携帯端末、タブレット端末等)による閲覧・通知受信の機能を持つものであること
- ・なお、センサーの形状・種類等は問わない
- ・カメラ(画像)機能は必須とはしないが、実証モデル施設の判断でその機能のある機器を導入する場合は、利用者との間で個人情報の取り扱いに関する同意をとる必要がある

事業実施スケジュール

	令和3年9月	業務委託事業者の選定・委託
	令和3年9～10月	実証モデル施設の選定
前期 事業	令和3年11月 (11月～)	各施設での事業開始
	(11～12月)	－導入専門コンサルティングとの相談
	(1月)	－事前業務調査(業務処理時間のタイムスタディ)
	(2～3月)	－導入すべきICT機器の決定
		－ICT機器の導入とそれに対する助言
	令和4年2月下旬	全国老施協の補助金の申請・支給(導入すべきICT機器の購入契約を締結次第、補助金を申請)
令和4年度当初 (自治体によって異なるが6 月以降が多い)	自治体の補助金の申請・支給	
令和4年6～7月	各施設のICT機器導入に伴う業務処理の効果測定と分析、各施設へのフィードバック	
令和4年7～8月	事業成果全体のとりまとめ、取り組みモデルの構築	
後期 事業	令和4年8月～	事業成果の会員施設への普及